

平成27年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第2号

平成27年6月4日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	久須美忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	橋 本 正 男 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	櫻 井 史 晃 君
保 健 衛 生 部 長	友 水 邦 彦 君
産 業 経 済 部 長	山 中 賢 一 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 枝 泰 文 君
市 立 病 院 事 務 局 長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	園 部 孝 男 君
消 防 長	橋 本 泰 享 君
会 計 管 理 者	中 庭 要 一 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君

---

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

---

議 事 日 程 第 2 号

平成27年6月4日（木曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第53号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第6 議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）かさまこども園建設工事）

日程第7 議案第55号 動産購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車）

日程第8 議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第53号 市道路線の廃止及び認定について

日程第6 議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）かさまこども園建設工事）

日程第7 議案第55号 動産購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車）

日程第8 議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

---

午前10時02分開議

### 開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名でございます。

本日の欠席議員は、17番大貫千尋君が欠席となっております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定によりまして出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

---

### 議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番菅井 信君、6番畑岡洋二君を

指名いたします。

- 
- 議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
  - 議案第53号 市道路線の廃止及び認定について
  - 議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）かさまこども園建設工事）
  - 議案第55号 動産購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車）
  - 議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い発言を許可いたします。

6番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

○6番（畑岡洋二君） 6番畑岡でございます。

内容が教育福祉関係で、本来教育福祉委員会に付託されればこういう質問もなかったんですが、総務産業委員会に付託ということでありまして、ちょっとここで確認という意味も含めまして、聞きたいと思います。

条例改正の内容が、既に英語指導助手で月額35万円というのがありまして、それに追加するような形で、外国語指導助手で月額の報酬が最大32万5,000円と。さらに国際交流員がやはり32万5,000円以内という形で改正の案が出ているわけですけども、まず、この英語指導助手、外国語指導助手、多分主に英語の指導助手となると思うんですけども、さらに国際交流員の職務と金額が違う理由が職務にもかかわってくると思いますので、職務と報酬について、なぜこういう数字の違いが出てくるかということ、わかりやすくもう一度説明いただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 6番畑岡議員からの議案質疑について、お答えをさせていただきます。

議案第50号 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての中で、英語指導助手、外国語指導助手、国際交流員の職務、

報酬についてのご質問でございますが、初めに英語指導助手については、現在10名を市が直接雇用し、市内小中学校において英語指導を実施しているところでございます。今回の外国語指導助手及び国際交流員については、国際化に対応できる人材を育成するため、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力のもとに実施する外国青年招致事業（JETプログラム）を活用して雇用するものでございます。

英語指導助手と外国語指導助手の職務においては、どちらも市内小中学校で英語指導に従事いたしますが、英語指導助手は笠間市が直接雇用するものに対し、外国語指導助手は市の要望に基づき、一般財団法人自治体国際化協会が指導員の選考を行い、市が雇用をするものでございます。外国語指導助手という名称については、JETプログラムで定められている全国で統一した名称となっております。現在、英語指導助手10名で複数の小中学校を兼務しておりますが、7月以降に外国語指導助手を8名雇用することで、市内17校全ての小中学校に各1名ずつ配置でき、子供たちへの英語指導を充実させることができます。外国語指導助手の任用期間は、1年以内としておりますが、原則2回、特に必要と認めるときは4回まで再任用することができ、最長で5年間任用することができます。勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間、週35時間となっております。その時間は教育委員会が定めるものでございます。

また、国際交流員の職務については、8月に市民活動課へ1名を配置し、市内公立幼稚園、保育所での月一、二回程度の遊びながらの英語指導を始め、外国人観光客受け入れ体制の支援、市のイベント行事での市民交流や国際交流事業への協力などを行う予定としております。なお、任用期間、勤務時間については、外国語指導助手と同様でございます。

次に、報酬につきましては、外国語指導助手、国際交流員とともに、任用1年目は月額28万円、再任用された場合の2年目は月額30万円、再任用された場合の3年目以降は月額32万5,000円となっております。報酬の額についても、JETプログラムで定められている全国一律の額となっております。なお、JETプログラム外国青年招致事業については、年間約4,000万円の地方交付税が算入される事業でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 17番大貫千尋君が着席しました。

畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 説明ありがとうございました。説明の内容は、非常にわかりやすかったんですけども、わかりやすかったからなおさら、同じ職場に英語指導助手として雇用された方と、外国語指導助手として採用された方の報酬の上限が違うということは、なかなか説明がしにくくなるのかなというのがありまして、なかなかこの辺聞き方も難しいのでございますが、やはり、経験または能力によって報酬が違うのは当然でございますけれども、同じ職場にいて、同じような仕事をして報酬の上限が違うということは、現場でもトラブルになりかねないし、外でも一般市民に説明するときも、これはこうだ、これはこうだということもなかなか説明しにくいかと思うんですね。その辺、今一度わかりや

すくあったらと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） ただいまの英語指導助手については、現在、条例上は35名以内となっております。現在、10名の方を採用しておりまして、8人の方が30万円ということで支払いをしております。あとの2名については32万円ということで、リーダー的立場、そういうことを考慮して35万円以内で支払いをしているという内容でございます。

先ほど申し上げたとおり、外国語指導助手につきましては、1年目が28万円、2年目が30万円、3年目以降が32万5,000円というふうに決まっておりますので、そのように支払いをしております。ほぼ、支払いについては、そんなに差がないような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 6番畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。説明はわかるんですけども、やはり可能であれば個人的には、特に外国人の方に対しては、同じ職務に対しては、同じような報酬があればと思います。これに関しては、なかなかここでという答弁は難しいと思っておりますので、これで私の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤枝 浩君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付いたしました議案付託区分表のとおりであります。

所管の常任委員会に付託をいたします。

---

## 散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、この後、直ちに議会運営委員会を開きますので、関係委員は第1会議室にお集まりいただきたいと思っております。

次の本会議は6月10日に開催いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 菅 井 信

署 名 議 員 畑 岡 洋 二